

介護職員処遇改善加算の継続を求める意見書の提出について

介護職員処遇改善加算の継続を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年12月18日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 神倉寛明

提案理由

介護崩壊を食いとめ、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員確保に向けた賃金改善などの継続的な処遇改善策が不可欠であるため、介護職員処遇改善加算を平成27年4月1日以降も継続するよう、国に意見書を提出するものであります。

介護職員処遇改善加算の継続を求める意見書

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大する中で、サービス提供を担う介護人材を確保することは重要な課題であるが、介護職については、離職率が高く、人材確保が難しいなどの状況にある。これは介護職員の賃金が低いなどの処遇の問題が一因であると考えられる。

平成21年10月から処遇改善の取り組みとして、介護職員処遇改善交付金制度が実施されたが、平成24年度の介護報酬改定で、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度は、経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までとされ、次回の改定以降の継続については、不透明な状況である。

介護崩壊を食いとめ、安全・安心の介護を実現するための介護職員確保に向けた賃金改善などは、時限的な取り組みでは不十分であり、継続的な処遇改善策が不可欠である。

したがって、国においては、介護職員の人材確保を図り、安全・安心の介護を実現するため、介護職員処遇改善加算を平成27年4月1日以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 大野 祐 司